

意見書

平成 23 年 10 月 12 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 540-8511
住所 おおさか府おおさかしちゅうおうくばんぼちよう 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先 経営企画部 

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及び NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

【基本的考え方】

当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてまいりましたが、昨年2月の総務省の業務改善命令を厳粛に受け止め、情報システムの抽出・閲覧規制の強化や設備部門と営業部門の業務・居室の分離等、他事業者情報の適正な取扱いに向けたファイアウォールの一層の徹底を図り、NTT西日本グループ一丸となって再発防止・信頼回復に向けて取り組んでいるところです。また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。

この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。

その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。

当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、ブロードバンドの一層の普及に向けては、広く社会・経済・国民生活の中でICTの利活用を推進していくことが重要であり、そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制等を見直し、IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。

したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ICT利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービス提供が可能となるよう運用いただくとともに、これまでの市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと考えます。

	改正案	意見
NTT 法 施 行 規 則	<p>(活用業務の届出)</p> <p>第二条の二</p> <p>地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、<u>当該業務の開始の日の三十日前までに</u>、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 業務の内容 二 業務の開始の日 三 業務の収支の見込み 四 所要資金の額及びその調達方法 五 業務を営む理由 六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要 七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置 	<p>認可制から届出制への変更は、市場の環境変化やお客様のご要望に迅速に対応し、ブロードバンドの普及とICT利活用の促進を図ることが目的であると認識しております。</p> <p>こうした観点から、「当該業務の開始の日の三十日前までに」届出を行うという現行の改正案は、他の届出が課されている手続き（目的達成業務：7日前、基礎的電気通信役務の契約約款・料金：7日前、指定電気通信役務の保障契約約款・料金：前日）と比較して、期間が長く設定されておりますが、活用業務も含めた全ての手続きにおいて、届出制が「事後規制」であることは同様であることから、活用業務の届出期日についても同様の水準まで短縮していただきたいと考えます。</p>
活 用 業 務 ガ イ ド ラ イ ン	<p>II 活用業務の届出</p> <p>(1) NTT東西は、活用業務を営もうとする場合には、NTT法施行規則第2条の2に基づき、<u>当該業務を開始する日の30日前までに</u>、次の事項を記載した届出書を総務大臣に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務の内容 ② 業務の開始の日 ③ 業務の収支の見込み ④ 所要資金の額及びその調達方法 ⑤ 業務を営む理由 ⑥ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要 ⑦ 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置 	

	改正案	意見
活用業務ガイドライン	<p>Ⅲ 活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方</p> <p>2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること</p> <p>(3) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」であることの確認</p> <p>(イ) 公正な競争を確保するために必要な措置</p> <p>d 総務大臣は、個別の業務ごとに、当該業務が「公正な競争の確保に支障のない範囲内」で営まれるものであるか否かの観点から、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度に応じて、別紙に掲げる7つの項目に沿って NTT 東西が講ずることとした具体的な措置の必要性及び妥当性を検討する。</p> <p>e 総務大臣は、届出書に必要な措置が記載されていない、又は記載された措置が十分かつ有効なものではないため、当該届出に係る活用業務が「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」で営まれると認められない場合には、NTT 法第 16 条第 2 項に基づき、NTT 東西に対し、これを是正するために必要な命令をすることができる。</p> <p>Ⅳ 総務省による検証等</p> <p>(1) 総務省は、活用業務に関する市場において、継続的に公正な競争が確保されているか否かについて、NTT 東西が、別紙に掲げる項目7に基づき報告する、届出書において講ずることとした措置(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 58 号)附則第 3 条の規定により届け出たとみなされる活用業務(以下「認可業務」という。))については、当該活用業務の認可申請書において講ずることとした措置を含む。以下Ⅳにおいて同じ。)の実施状況や活用業務の収支状況等の報告等を踏まえつつ、検証する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	<p>届出制による事後規制の運用にあたっては、サービス開始後のお客様への影響・利用者保護の観点から、是正命令の発出は、可能な限り慎重な検討・確認を行う必要があると考えます。</p> <p>また、総務省による検証は、サービス提供事業者の予見性の確保の観点からも、客観的な事実に基づいて行うべきであり、是正命令の発出は、事業者への根拠の確認や意見表明等のプロセスを確保したうえで、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲で営まれないこと」が客観的かつ明確に認められる場合、あるいは具体的に公正競争を阻害する事象・事例が発生したと認められる場合にのみ行うという限定的な発動と位置づけ、上記が認められない場合には是正命令の発出は行うべきではないと考えます。</p>

	改正案	意見
活用業務ガイドライン	<p>(2) 具体的には、平成 19 年度より運用されている競争セーフガード制度 10 の枠組みの中で、認可業務に係る認可の条件及び NTT 東西が公正競争を確保するために届出書において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する。</p> <p>(3) 検証の結果、NTT 東西において、届出書において講ずることとした措置が十分に確保されていない場合や、届出後の社会的経済的事項の変化により、当該措置のみでは公正な競争を確保するために十分でない認められるに至った場合には、NTT 法又は電気通信事業法(「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を含む。)に基づき、所要の措置を講ずる。なお、当該措置のうち、その役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。</p> <p>(4) この他、競争事業者等から、活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれないことについての指摘や事例の提示がなされ、現に当該活用業務が当該範囲内で営まれないと認められる場合には、総務大臣は、(3)と同様に、所要の措置を講ずるものとする。</p>	

	改正案	意見
活用業務ガイドライン	<p>Ⅲ 活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方</p> <p>2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること</p> <p>(7)「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度</p> <p>①地域通信市場における競争の進展状況 7</p> <p>脚注7</p> <p>地域通信市場における競争の進展状況の評価に当たっては、総務省において平成 15 年度より実施している競争評価の結果を可能な限り活用する。<u>ただし、地域通信市場として、その新規性等により市場が十分に形成されていないものについての評価を行う際には、活用業務に関する市場への影響が必ずしも明確ではないことから、特に慎重な評価を行う。</u></p>	<p>「地域通信市場として、その新規性等により市場が十分に形成されていない」場合は、リスクを取って市場を開拓した先行事業者のシェアが高くなるのは当然であり、このことをもって「競争が進展していないもの」と捉えるべきではありません。たとえ、市場が十分形成されていないとしても、設備のオープン化の状況や事業者の参入意欲等を総合的に勘案すれば評価は可能であることから、「特に慎重な評価を行う」ことは新サービスの迅速かつ柔軟な提供を阻害するおそれがあるため適当でないと考えます。</p> <p>このため、左記の下線部分については削除していただきたい。</p>

	改正案	意見
活用業務ガイドライン	<p>IV 総務省による検証等</p> <p>(5) また、本ガイドラインは、現時点において想定される範囲内で、NTT 東西が活用業務を営むに当たり、公正競争確保上講ずべき各種措置等についての考え方を明らかにしたものであるが、市場環境の変化に伴い、NTT 東西が講ずべき措置についても変化していくことが考えられる。このため、総務省においては、<u>市場等の状況を注視しつつ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行う</u>こととするが、その際はパブリック・コメントを招請することとする。</p>	<p>活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。</p> <p>その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。</p> <p>当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、今後も更にブロードバンドの普及、ICT利活用の促進に貢献していきたいと考えております。</p> <p>したがって、ガイドラインの要件については、こうした市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを行っていただきたいと考えます。</p>

	改正案	意見
活用業務ガイドライン	<p>(別紙)</p> <p>NTT 東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置</p> <p>7 実施状況等の報告</p> <p>NTT 東西は、上記の 1～6 の各種措置が適切に講じられていることを確保するため、その実施状況並びに活用業務の収支状況及び利用状況について、毎年、総務大臣に報告するとともに、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難である事項を除き公表すること。</p> <p>ただし、公表することが困難であると判断した事項については、その理由を具体的に示すこと。</p>	<p>実施状況の報告は、「活用業務に関する市場において、継続的に公正な競争が確保されているか否か」を検証するためのものであると認識しており、競争セーフガード制度による検証も併用されることから、特に公正競争の確保に支障がない限りは、報告期間をサービス開始当初に限定(3年程度)していただきたいと考えます。</p> <p>なお、新規販売停止したサービスについては、他サービスへの移行が進むことで利用者数が減少し、公正競争を阻害するおそれは小さくなると考えられることから、実施状況等の報告の対象外としていただきたいと考えます。</p>